**○厚生労働省
農林水産省令第一号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）第十二条の三第一項第二号の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四十第一項第十四号中「限る。）」の下に「、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。

附　則

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第十三号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第三条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（事業計画の承認の申請）

第二条　農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）は、法第三条第一項の規定により事業計画の承認を受けようとするときは、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該投資育成会社の定款の写し及び登記事項証明書

二　当該投資育成会社の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）（これらの書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

三　当該投資育成会社が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類

四　当該投資育成会社が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類

五　当該投資育成会社の投資計画及び収支予算並びに自己資本の充実の見込みを記載した書類

六　当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。第八号において「役員等」という。）の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類

七　当該投資育成会社が法第七条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないことを証する書類

八　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第八号ハにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヘ　承認会社が法第七条の規定により承認を取り消された時において当該承認会社の役員等であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの

九　暴力団員等が当該投資育成会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類

十　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面

イ　その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。次項第十号イにおいて同じ。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

十一　その他法第三条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第二項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第一項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書

二　当該投資育成組合の無限責任組合員の最近三期間の財務諸表等（これらの書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

三　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類